

会津若松市移住支援金交付要綱

(令和元年6月18日決裁)

(令和元年12月20日決裁)

(令和2年12月22日決裁)

(令和3年4月21日決裁)

(令和4年4月19日決裁)

(令和5年3月30日決裁)

(令和7年4月4日決裁)

(趣旨)

第1条 市は、ふくしま創生総合戦略及び第3期会津若松市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、本市への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、福島県と共同して行う移住支援金給付事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から本市に移住した者が第3条に掲げる要件を満たした場合に、予算の範囲内において移住支援金を交付するものとし、その交付に関しては、ふくしま移住支援金給付事業補助金交付要綱、福島県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業実施要領（以下「県実施要領」という。）、会津若松市補助金等の交付等に関する規則（平成4年会津若松市規則第1号）その他法令等の定めるところによるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(交付金額)

第2条 移住支援金の金額は、2人以上の世帯（以下「世帯」という。）の申請の場合にあつては100万円、単身世帯（以下「単身」という。）の申請の場合にあつては60万円とする。ただし、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、これに18歳未満の者一人につき100万円を加算した額とする。

(対象者要件)

第3条 次に掲げる各号のうち、第1号に掲げる要件を満たし、かつ、第2号から第4号までのいずれかの要件を満たし、世帯の申請をする場合にあつては第6号の要件を満たし、移住支援金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）を対象とする。

(1) 移住等に関する要件 次に掲げるア、イ及びウに該当すること。

ア 移住元に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区に在住、又は東京圏のうち条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）及び平成22年から令和2年の人口減少率が10%以上の市町村をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区へ通勤（雇用者としての通勤の場合にあつては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）していたこと。

(イ) 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区に在住、又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区へ通勤していたこと（ただし、東京23区への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができるものとする。）。

(ウ) ただし、東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住しつつ東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、東京23区内の大学等へ通学した期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

イ 移住先に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 平成31年4月1日以降に本市に転入したこと。

(イ) 移住支援金の交付申請時において、転入後3か月以上1年以内の期間であること。

(ウ) 移住支援金の申請日から5年以上継続して市内に居住する意思を有していること。

ウ その他の要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人又は外国人であつて、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) 申請者は、過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、市町村が認める場合を除く。

(エ) その他福島県及び市が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件

ア 一般の場合 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 就業先が、福島県が移住支援金の対象としてマッチングサイト又は他の都道府県における同様のマッチングサイト（以下「マッチングサイト」という。）に掲載している求人情報に応募して採用されたものであること。

(イ) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が、代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。ただし当該法人が、県内で物品の売買やサービスの提供、住民の雇用等、地域経済の発展や地域活性化等に寄与する行為を行う場合は、この限りではない。

(エ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業者への就業でないこと。

(オ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて移住支援金の対象法人に就業し、申請時において当該法人に連続して3か月以上在職していること。

(カ) 上記（ア）の求人への応募日が、マッチングサイトに当該求人情報が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

(キ) 当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。

(ク) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ 専門人材の場合

福島県が実施するプロフェッショナル人材事業又は内閣府が実施する先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。

(ウ) 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(3) テレワークに関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

イ 移住先でテレワークにより勤務する（原則、通勤しない）こととし、かつ、週20時間以上テレワークを実施すること。

ウ デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(4) 本事業における関係人口に関する要件

次に掲げるア（ア）、（イ）、（ウ）及び（エ）又は（オ）のいずれかを満たす者で、かつ、イ（ア）、（イ）及び（ウ）又は（エ）のいずれかを満たす者で、市が本事業における関係人口であると認める者。

ア 関係人口の対象範囲

(ア) 福島県、市又は市の関係団体が主催又は参加した移住関連イベントに参加した者。

(イ) 二親等以内の親族が本市に居住している者。

(ウ) 市内で地域づくり活動や地域活性化の活動に参加している者。

(エ) 多拠点で生活しており、市を拠点の一つとしている者。

(オ) 本市にふるさと納税をしたことがある者。

イ 就業要件等

(ア) 福島県内の企業等に就業し、かつ下記 a から c までの要件を全て満たすこと。

a 週20時間以上の無期雇用契約であること。

b 就業してから5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

c 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(イ) 福島県内で新規に起業し、開業の届出をしていること。

(ウ) 福島県内で農林水産業に就業していること。ただし、将来的な就農のための研修等を含む。

(エ) 家業へ就業する者。ただし、就業先は市内に限る。

(5) 起業に関する要件 交付申請時において、1年以内に福島県が県実施要領により実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

(6) 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ） 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 移住元において、申請者を含む2人以上の世帯員が、同一世帯に属していたこと。

イ 交付申請時において、申請者を含む2人以上の世帯員が同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、平成31年4月1日以降に本市に転入したこと。

エ 交付申請時において、申請者を含め2人以上の世帯員がいずれも、転入後3か月以上1年以内であること。

オ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(交付の申請)

第4条 移住支援金の交付を申請する者は、次の区分に応じて掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 移住支援金交付対象者登録の届出

就業者（第3条第1号及び第2号、2人以上の世帯の場合にあつては第6号に定める要件を満たす者をいう。以下同じ。）にあつては、マッチングサイトに掲載された求人の法人等に就業した日からおおむね3月以内に、テレワーク実施者（第3条第1号及び第3号、2人以上の世帯の場合にあつては第6号に定める要件を満たす者をいう。以下同じ。）及び関係人口（第3条第1号及び第4号、2人以上の世帯の場合にあつては第6号に定める要件を満たす者をいう。以下同じ。）にあつては、転入日からおおむね3月以内に、起業者（第3条第1号及び第5号、2人以上の世帯にあつては第6号に定める要件を満たす者をいう。以下同じ。）にあつては、県による起業支援金の交付決定後速やかに移住支援金交付対象者登録届出書（第1号様式）を提出すること。

(2) 移住支援金交付申請

補助金の交付を申請する者は、就業者にあつては、移住支援金の対象法人（以下「対象法人等」という。）に継続して3月以上在職した者であつて、かつ市への転入後3月以上1年以内に、テレワーク実施者及び関係人口にあつては市への転入後3月以上1年以内に、起業者にあつては、起業支援金の交付決定日から1年以内であつて、かつ、市への転入後3月以上1年以内に、移住支援金交付申請書兼実績報告書（第2号様式）に加え、第3条第1号の要件を満たし、かつ第3条第2号から第5号までのいずれかを満たすとともに、2人以上の世帯の場合にあつては第6号の要件に該当することを証する次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

ア 交付申請時に必要となる書類

- (ア) 身分証明書（提示により本人確認ができる写真付きの書類）の写し
- (イ) 移住先の住民票の写し（世帯向けの金額を申請する場合には、申請者を含む世帯員全員分）
- (ウ) 移住元の住民票の除票の写し、又は戸籍の附票の写し（本市へ転入する直前5年間の在住地、在住期間を確認できる書類。世帯向けの金額を申請する場合には、申請者を含む世帯員全員分）
- (エ) 移住支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し（確実に振込可能となる情報（金融機関名、本支店名、口座種類、口座番号、店番号、名義人名）を確認できるものに限る。）
- (オ) その他市長が必要と認める書類

イ 東京23区以外の東京圏（条件不利地域を除く。）から東京23区への通勤者のみ必要となる書類 東京23区で勤務していた企業等の退職証明書及び離職票等（移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）

ウ 東京23区以外の東京圏（条件不利地域を除く。）から東京23区に勤務していた法人経営者又は個人経営者のみ必要となる書類

（ア） 開業届出済証明書等（移住元での在勤地を確認できる書類）

（イ） 個人事業等の納税証明書等（移住元での在勤期間を確認できる書類）

エ 東京圏（条件不利地域を除く。）から東京23区内の大学に通学し、東京23区内の企業等へ就職した者のみ提出が必要な書類

（ア） 卒業証明書等（在学期間や卒業校を確認できる書類）

（イ） 東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等（移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）

オ 就業の場合（第3条第2号）の申請者のみ必要となる書類 就業証明書（移住支援金の申請用）（第3号様式）（雇用形態、応募日等を確認できる書類）

カ テレワークの場合（第3条第3号）の申請者のみ必要となる書類 就業証明書（移住支援金の申請用）（第3号様式の2）（第3号様式の2の2）

キ 関係人口の場合（第3条第4号）の申請者のみ必要となる書類 関係人口である旨の申出書（第3号様式の3）

ク 関係人口（就業）の場合（第3条第4号イ（ア））のみ必要となる書類 就業証明書（移住支援金の申請用）（第3号様式の4）

ケ 関係人口（起業）の場合（第3条第4号イ（イ））のみ必要となる書類 開業届等、県内で起業したことが確認できる書類

コ 関係人口（就農）の場合（第3条第4号イ（ウ））のみ必要となる書類 就農したことが確認できる書類

サ 起業の場合（第3条第5号）の申請者のみ必要となる書類 起業支援金の交付決定通知書

（交付決定の通知）

第5条 市長は、ふくしま移住支援金給付事業補助金の交付決定を受けた場合において、第4条第2号の申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当であると認めるときは、速やかに移住支援金交付決定兼確定通知書（第4号様式 以下「交付決定通知書」という。）により、当該申請者に通知する。

2 市長は、審査の結果、移住支援金の交付を不適当と認める場合、又は予算上の理由等により当該年度における移住支援金の交付ができない場合は、その理由を付して移住支援金交付申請却下通知書（第5号様式）により申請者に通知する。

（支援金の交付）

第6条 交付決定を行った申請者に対しては、移住支援金交付申請書兼実績報告書の提出があった日から3か月以内に移住支援金の交付を行う。

（交付決定通知書の再交付）

第7条 申請者が補助金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、移住支援金交付決定通知書再交付願（第6号様式 以下「再交付願」という。）を市長に提出しなければならない。

（再交付決定及び通知）

第8条 市長は、前条の再交付願の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに移住支援金交付決定兼確定通知書（再交付）（第7号様式）により申請者に交付する。

（報告及び立入調査）

第9条 福島県及び市は、必要があると認めるときは、市移住支援金給付事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

（返還請求）

第10条 市長は、移住支援金の交付を受けた者が次の区分に掲げる要件に該当する場合には、当該移住支援金の全額又は半額に相当する額の返還を請求する。ただし、雇用

企業の倒産、災害等のやむを得ない事情があるものとして福島県及び市が認めた場合はこの限りでない。

(1) 全額の返還

- ア 虚偽の申請又はその他不正の手段により移住支援金の支給を受けた場合
- イ 移住支援金の申請日から3年に満たない期間において、市から転出した場合
- ウ 就業者にあつては、移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合
- エ 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に市から転出した場合

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、福島県と市が協議し別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、令和元年度分の移住支援金から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年12月20日から施行する。ただし、平成31年4月1日から令和元年12月19日までに会津若松市に転入した者については、第3条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当することを移住元に関する要件とする。

- (1) 住民票を移す直前に、連続して5年以上、東京23区に在住していたこと。
- (2) 住民票を移す直前に、連続して5年以上、東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住し、かつ、住民票を移す3か月前の時点において、連続して5年以上、雇用保険の被保険者又は法人経営者若しくは個人事業主として東京23区に通勤していたこと（原則として、連続して5年以上通勤していた東京23区の企業等を退職してから住民票を移すまでの間に、東京23区外であつて移住先とは異なる都道府県に雇用保険の被保険者として雇用されていた場合を除く。）。

附 則

この要綱は、令和2年12月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年４月21日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、決裁の日から施行し、令和４年４月１日以降の転入者から適用する。

（経過措置）

この要綱の施行の際、現に作成されている改正前の会津若松市移住支援金交付要綱の規定による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、令和５年１月１日以降の転入者から適用する。

（経過措置）

この要綱の施行の際、現に作成されている改正前の会津若松市移住支援金交付要綱の規定による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和７年４月１日（以下「施行日」という。）から施行し、改正後の会津若松市移住支援金交付要綱の規定は、同日以降の転入者から適用する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行日前に本市へ転入した申請者に対する移住支援金の交付については、なお従前の例による。